


1 別海町による地域福祉計画

- ▶ 根室振興局管内の別海町では、福祉担当課が事務局となり、公募の町民や保健・医療・福祉の関係者からなる策定委員会での協議を中心として、令和4年3月に地域福祉計画を策定しました（計画期間：7年間）。
- ▶ この計画では、共生のまちづくりを基本理念として、広大な面積（町では全国第3位）を有する地域特性や社会資源の状況等を踏まえ、地域福祉を支える人材育成や居場所確保など、3つの項目を基本目標に設定しています。
- ▶ また、基本目標に対応する具体的施策では、町民・地域・事業者・社協・役場の役割を明確化し、各々が地域福祉の担い手になることが意識されるよう、デザイン性にも配慮したわかりやすい構成が図られています。
- ▶ そして、他の個別計画や社会福祉協議会の実践計画、道計画との関連性を整理するとともに、成年後見制度利用促進基本計画と一体的に策定するなど、福祉の各分野における上位計画としての位置付けを明らかにした上で、地域福祉に関する施策を総合的に推進管理する内容とされています。

別海町による地域福祉計画の概要



別海町
BETSUKAI
<https://betsukai.jp>

🎯 基本理念

「目くばり 気くばり 心くばり
共に支え合い
安心して暮らせるまちづくり」


123 基本目標

- 1 思いやりの心と人づくり
人材育成と地域福祉活動の推進
- 2 助け合う関係づくり
居場所づくりや相談体制の確保
- 3 安心の地域づくり
外出支援や権利擁護の推進

- 👤 町民（近所）
- 🌐 地域共同体
- 🏢 事業者や団体
- 🤝 町社協
- 🏛️ 行政（役場）

（役割の明確化）

各々が地域福祉の担い手となることの意識を醸成



別海町による計画のポイント

- ✓ 町民・地域・事業者・社協・役場の役割を明確化
- ✓ 広く読まれるための可読性やデザインに配慮した構成
- ✓ 町他計画や社協の実践計画、道計画との関連性を整理
- ✓ 成年後見制度利用促進基本計画と一体的に策定



2 釧路総合振興局管内における生活困窮者支援の取組

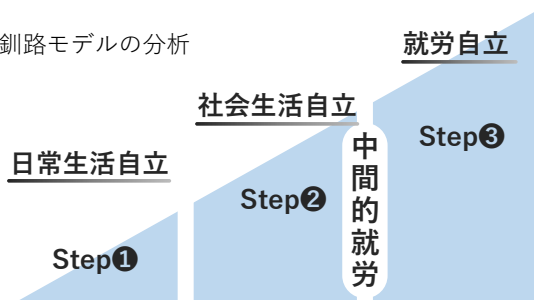
- ▶ 釧路総合振興局管内における生活困窮者自立支援制度の相談支援事業等は、一般社団法人釧路社会的企業創造協議会による「釧路市・釧路管内生活相談支援センターくらしごと」が実施しています。
- ▶ 生活困窮者を対象とした社会的な居場所づくりや中間的就労（一般就労と福祉的就労の中間に位置する就労訓練）の場の創出を目的とする自立支援に向けた取組は、全国に先駆けて釧路市が実施してきたものであり、この支援の方法は、「釧路モデル」の呼び名で知られています。
- ▶ 同協議会では、発足時から「釧路モデル」の検証を行い、日常生活自立・社会的自立・就労自立という自立支援のステップごとに、利用者の能力に応じた多様なプログラムを提供しており、中間的就労として、漁網の整網作業や健康づくり運動「ふまねっと」に使用するネットの製作などを行うことにより、地域で需要のある仕事と利用者の能力とのマッチングを図っています。
- ▶ このほか、新型コロナにより増大した支援ニーズに対応するためのプラットフォームに参画し、食糧・物資支援を行うネットワーク等との連携を強化するなど、多様な民間団体とのつながりを広げる取組を展開しています。

釧路社会的企業創造協議会による生活困窮者支援の取組概要



- 社会福祉協議会
 - 地域包括支援センター
 - 民生委員・児童委員、保護司会
 - 医療機関、NPO
 - 若者支援機関（サポステ）
 - 母子家庭等就業・自立支援センター
 - 弁護士会・法テラス、警察
 - 消費者センター
- 電話や問い合わせフォームによる相談対応のほか、アウトリーチ型の支援として、弁護士会・法テラスと連携した巡回相談「何でも無料相談会」を実施。

★釧路モデルの分析



取組のポイント

- ✓ 官民の多様な機関・団体等と連携した生活困窮者支援の実施
- ✓ 利用者の能力に応じた中間的就労のプログラムを提供
- ✓ 「支えられる側」であった人が「支える側」にもなる地域づくりの実践

3 音更町による重層的支援体制整備事業の取組

- ▶ 十勝総合振興局管内の音更町では、住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、令和4年度から重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。
- ▶ その実施内容については、相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に実施することはもとより、町の地域特性や職員体制等を踏まえ、保健福祉の有資格者を各分野の相談窓口に配置する「断らない相談窓口の徹底」と介護分野での取組を他分野へ拡大・発展させる「地域共生社会と地域包括ケアシステムの推進」の2つを柱と位置付け、重点的に取り組むこととしています。
- ▶ このほか、多職種・多機関のネットワーク化を進める有資格者の相談支援包括化推進員を福祉の各課に配置し、住民や地域が抱える様々な困り事を断らずに受け止め、その解決に向け、町と関係機関や事業所等が連携・協働して包括的に支援する体制づくりを図っています。

音更町による 重層事業の 実施概要



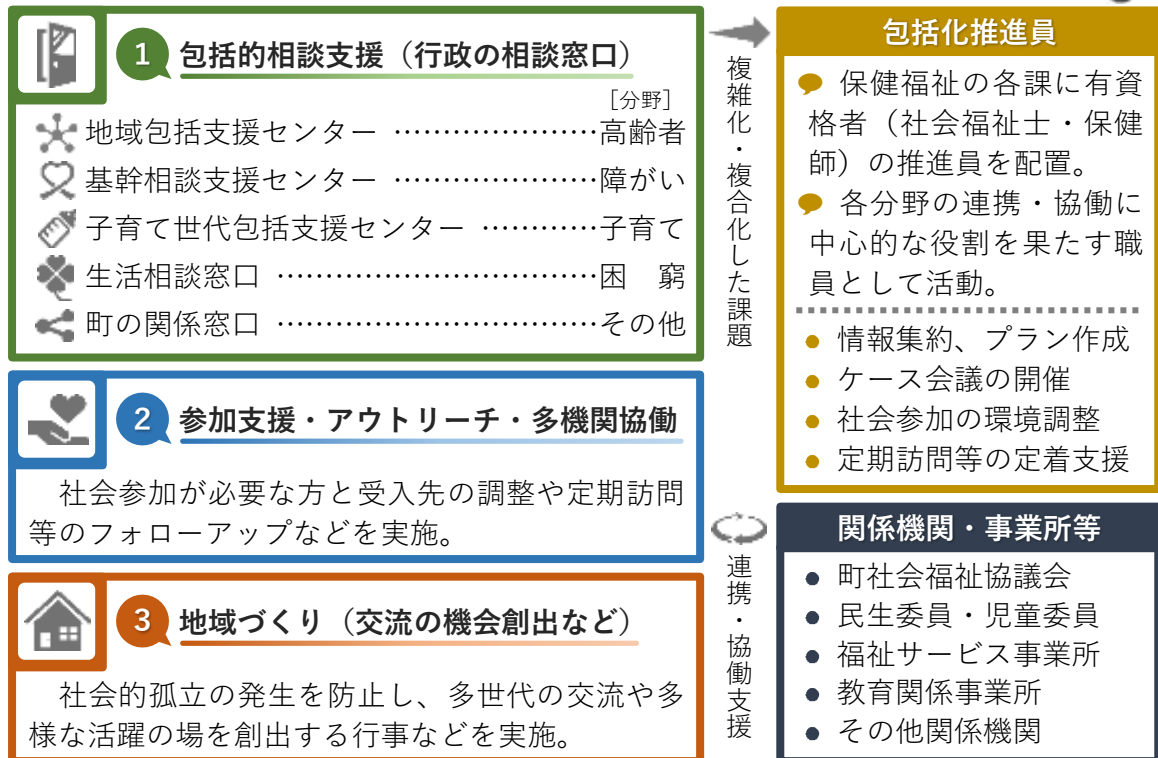
様々な困りごとを抱える人・地域

↓ 相談

↑ 包括的・継続的な支援



北海道
十勝
音更町

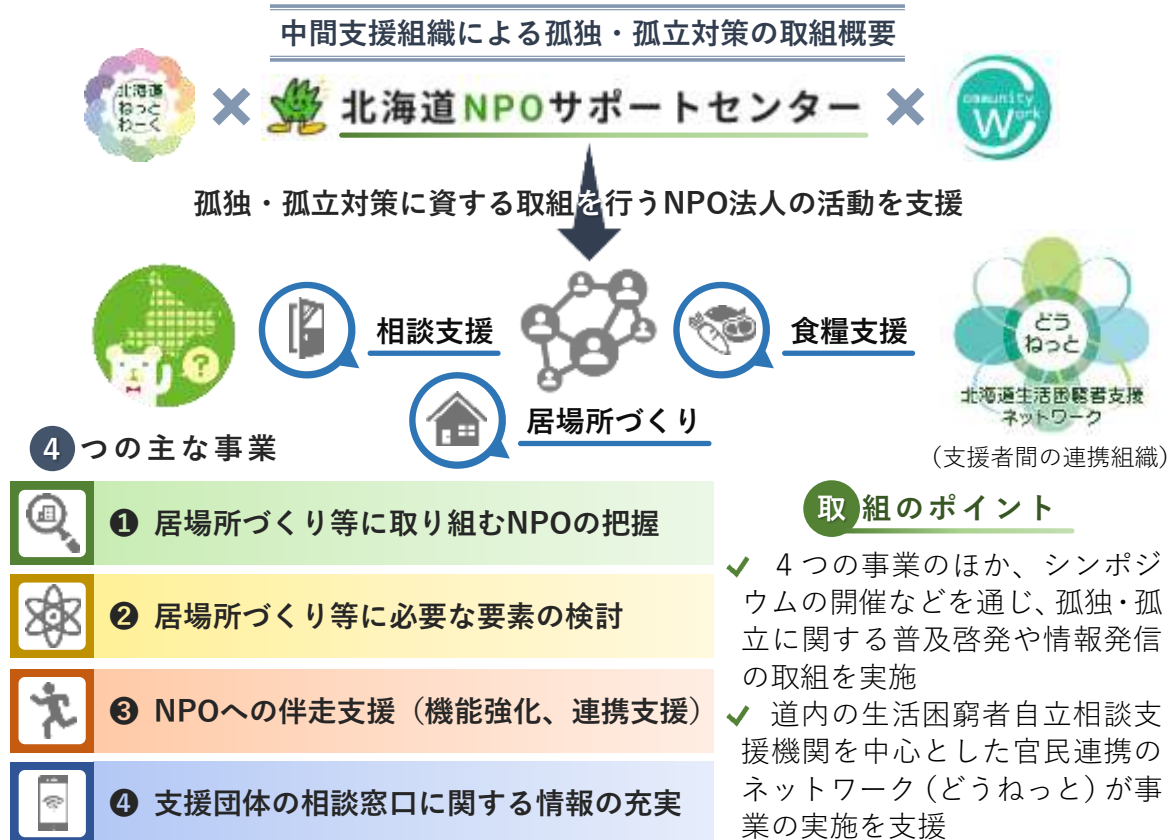


- 1 取組の柱：断らない相談窓口の徹底**
有資格者を中心に包括的な相談対応を実施。
- 2 取組の柱：共生と地域包括ケアの推進**
介護分野の取組を他分野へ拡大・発展。

- 取組のポイント**
- ✓ 有資格者の活用により、横の連携と専門性を強化した相談体制を構築
 - ✓ 重点的に取り組む柱を独自に設定

4 孤独・孤立対策に関する中間支援組織の取組

- ▶ 望まない孤独や社会的な孤立を防ぎ、可能な限り速やかに当事者が望む状態に戻れるよう支援するに当たっては、支援情報の充実や相談対応を担う人材の確保に加え、多様な関係機関が連携し、その活動基盤を支援していく取組が重要となります。
- ▶ NPO法人への支援を目的とした活動を行う「北海道NPOサポートセンター」では、切れ目のない孤独・孤立対策には地域における既存の社会資源を発掘・育成し、相互につながることが必要との認識のもと、安心して過ごすことのできる居場所づくりなどに取り組むNPO法人を対象として、非資金的支援によりその活動基盤を強化するため、令和5年度「孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査」として国の採択を受け、切れ目のない孤独・孤立対策に向けた取組を行っています。
- ▶ この取組は、生活困窮者への支援等を行う「コミュニティワーク研究実践センター」とNPO法人への支援を行う中間支援組織として設立された「北海道ねっとわーく」を加えた3者によるコンソーシアムが実施主体となっており、孤独・孤立に悩む人たちの居場所を確保するとともに、社会参加できる機会等を得ることができ包括的な支援の仕組みづくりを目指し、NPO法人への伴走支援等を実施しています。



5 ケアラー支援推進センターの取組

- ▶ 北海道社会福祉協議会は、地域福祉活動の推進を目的に都道府県単位で組織する社会福祉法人であり、市町村社会福祉協議会の運営支援をはじめとして、ボランティア活動の振興や権利擁護の推進、福祉・介護人材の確保などに取り組んでいます。
- ▶ 同協議会では、ケアラー・ヤングケアラーへの支援を昨今の重要な地域課題と捉え、令和4年4月に施行した北海道ケアラー支援条例の趣旨を踏まえつつ重点的に取り組んでいくため、同年に「ケアラー支援推進センター」を設置しました。
- ▶ このセンターにおいては、ケアラーに関する普及啓発や人材育成などを中心とした事業を展開しており、これらの取組を通じて、道内自治体や地域包括支援センター、市町村社会福祉協議会などの関係機関によるケアラー支援の取組を推進しています。

ケアラー支援推進センターの取組概要

支える人を、
ひとりにしない。



(運営主体)

北海道社会福祉協議会

日本ケアラー連盟

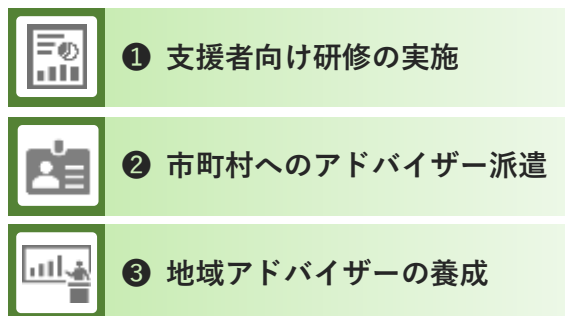
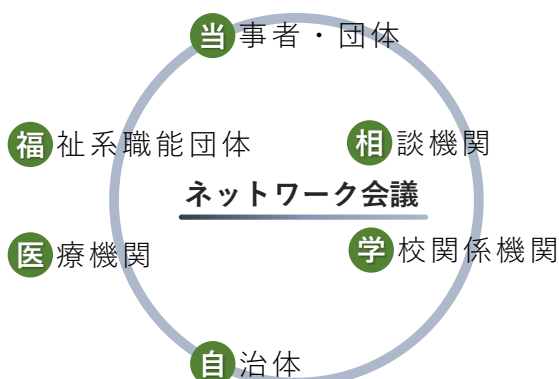


センターの機能



(5つの事業)

- 1 地域社会全体に対するケアラー支援の周知・啓発
- 2 行政・関係機関・当事者・当事者組織のネットワーク構築
- 3 行政・関係機関職員向けの研修と専門職の育成
- 4 ケアラー支援に取り組む自治体等へ支援とアドバイザー派遣
- 5 行政・関係機関等へのケアラー支援に関する情報提供



(道による委託事業)

取組のポイント

- 運営委員会が企画する取組の実施をネットワークが支援。
- 運営委員会は、学識経験者や行政、相談機関、市町村社協議、当事者支援団体等の計11名で構成。

- ✓ ケアラー支援の全国組織である日本ケアラー連盟と情報共有の上、連携・協働しながら各種の取組を推進
- ✓ 福祉分野の幅広い関係者による企画・検討体制を確保

6 共生型地域福祉拠点の取組（江別市）

- ▶ 地方創生に関する取組として、国では、平成27年に「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想をとりまとめ、東京圏をはじめとする中高年齢者が希望に応じて地方へ移り住み、地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指すこととされました。
- ▶ こうした国の動きを背景に、江別市では、地域の特性や人口減少などの課題を踏まえ、市民が安心して暮らし、多様な層との交流による「共生のまち」を実現するため、江別版「生涯活躍のまち」構想を平成29年に策定した後、その構想の拠点となる複合施設「ココルクえべつ」を令和3年に全面オープンしました。
- ▶ この拠点では、レストランやパン工房、入浴施設といった多世代交流の場となる施設のほか、高等養護学校や障がい福祉の事業所と連携した実習・就業体験に加え、サービス付き高齢者向け住宅やグループホーム等を併設することにより希望に応じた住み替えを推進するなど、多様な仕組みが備えられており、こうした取組を全市に広げていくことで、共生のまちづくりを目指しています。

江別版CCRC
生涯活躍のまち拠点地域

「ココルクえべつ」の取組概要



ココルクえべつ



*主な取組



社会参加を促す仕組み

交流農園の活用や市内大学との連携、イベント等



高等養護学校との連携

施設や農園での就業体験、卒業後の就職・定住等



地域交流

パン工房や温泉施設、多世代交流サロンの運営等



住まい・住み替え支援

サ高住等への住み替え・移住に関する相談対応等



介護・医療・子育てサービス

特養や企業内保育所の運営、市立病院との連携等

取組のポイント

- ✓ 活力あるまちづくりを目指し、市や事業者、自治会、商店街、市内4大学などが連携
- ✓ 障がいのある人や子ども、若年層、高齢者など、多様な主体が交流できる複合拠点として整備

- 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設
- サ高住、障がい者グループホーム
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 企業主導型保育所
- パン工房、レストラン（就労A型）
- 天然温泉施設

7 共生型地域福祉拠点の取組（京極町）

- ▶ 住民が集い、互いに支え合う交流の場として道が設置を推進している「共生型地域福祉拠点」について、後志総合振興局管内の京極町では、平成29年から「京極町共生型地域福祉拠点きょう・ここ」の取組を行っています。
- ▶ この拠点は、町社会福祉協議会に対する町民からの寄附を契機に、空き家をリフォームし、拠点としての運営を開始したものであり、令和元年度にはNPO法人を立ち上げ、町社会福祉協議会から委託を受けて運営しています。
- ▶ 主な取組の一つである「支えあいステーション」は、有償ボランティアによる会員同士の助け合い活動であり、公的支援の対象とならない通院の送迎や付き添い、草刈りといった生活支援サービスを会員が行うものであり、こうした取組が相互扶助の機能を支える役割を果たしているほか、居場所づくりの取組として、コミュニティカフェを開催するなど、世代や属性を超えた多様な住民が自由に集い、交流できる場所となっています。
- ▶ 京極町では、誰もが支え合う地域共生社会の実現に向けて、相談支援包括化推進員や生活支援コーディネーターの継続的な配置により包括的支援体制の強化を図るとともに、町社会福祉協議会と連携しながら、この拠点の運営を側面支援しています。

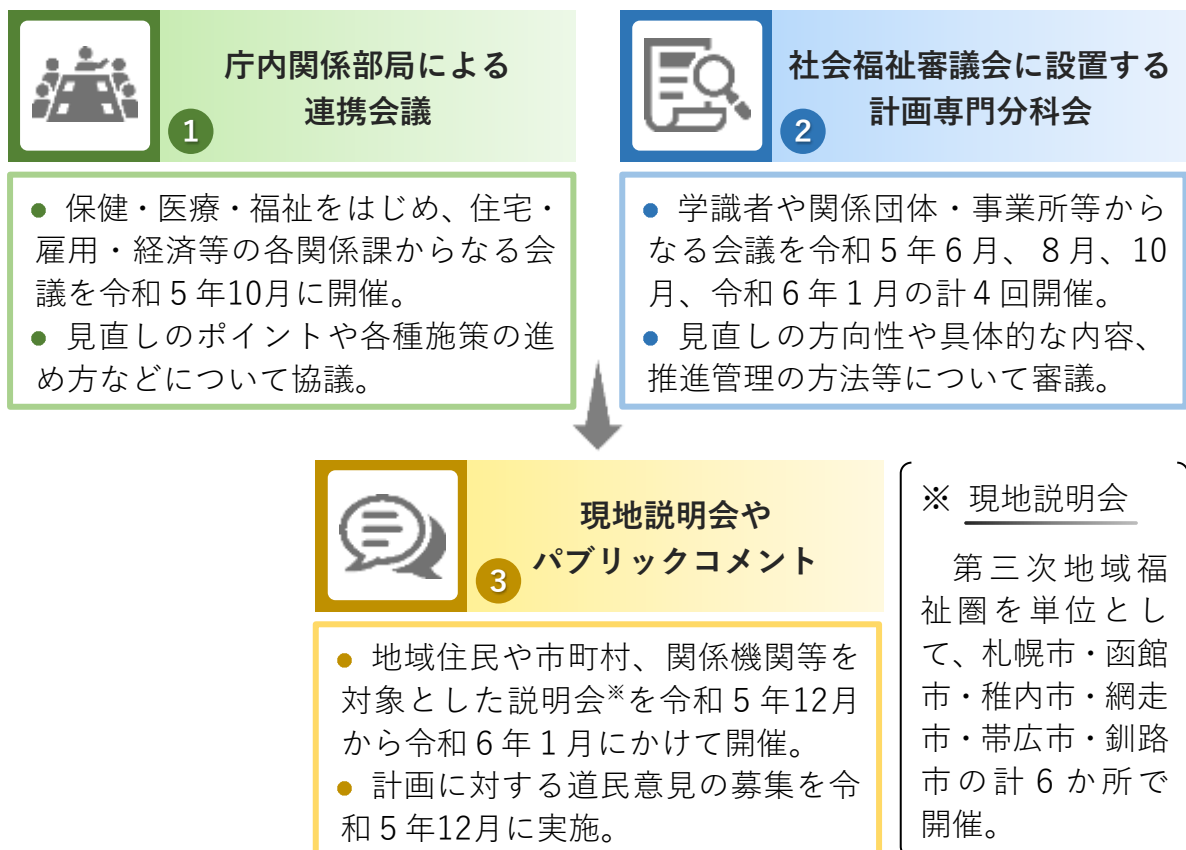
「きょう・ここ」の取組概要



1 計画の策定体制

- ▶ 地域福祉支援計画は、福祉分野の上位計画に位置付けられていることから、関連する計画と調和を図り、各分野との連携を確保しつつ策定することが求められます。
- ▶ また、学識経験者や保健・医療・福祉の関係者等が参画する評価体制を確保するとともに、地域福祉のあり方に関する住民等の意見を計画へ反映させるための仕組みを設けることが重要とされています。
- ▶ こうした考え方を踏まえ、本計画の策定に当たっては、
 - ① 庁内関係部局で構成する「北海道地域福祉支援計画庁内連携会議」を開催し、施策の進め方などについて協議を行ったほか、
 - ② 社会福祉法の規定による道の社会福祉審議会（地域福祉支援計画専門分科会）において、各委員から幅広い観点による専門的な意見を得つつ内容検討を進め、
 - ③ 第三次地域福祉圏を単位として現地説明会を開催するとともに、パブリックコメントを実施し、寄せられた意見や要望について、計画の策定過程に反映させるよう努めています。

計画策定体制の概要



2 計画専門分科会

- ▶ 社会福祉法において、都道府県等は、社会福祉に関する事項を調査審議するための合議体を設置することとされており、道では、条例の規定により、附属機関として「北海道社会福祉審議会」を設置・運営しています。
- ▶ この審議会では、特定のテーマに応じた専門分科会を設置しており、本計画は「地域福祉支援計画専門分科会」において審議が行われ、計画の策定方針や具体的な内容、今後の推進管理等について、各委員から貴重な意見を多く得ました。

計画専門分科会の委員名簿

(敬称略)

区分	所属及び職氏名
1 高齢・障がい・児童・その他の福祉に関する共通事項	
①	北星学園大学 社会福祉学部 ● 教授 岡田 直人
②	北星学園大学 ● 副学長 中村 和彦
③	藤女子大学 ● 名誉教授 橋本 伸也 (分科会長)
④	一般社団法人 北海道医師会 ● 副会長 藤原 秀俊
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>専門分科会の所掌事項</p> <p>(1) 北海道地域福祉支援計画の推進管理に関すること</p> <p>(2) 地域福祉に係る情報の収集に関すること</p> <p>(3) 市町村地域福祉計画の作成に関する道の指針等に関すること</p> <p>(4) その他必要な事項</p> </div>	
2 福祉人材養成・確保	
⑤	公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 北海道支部 ● 北海道福祉教育専門学校 学校長 澤田 乃基
⑥	社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 ● 副会長 高江 智和理
3 福祉サービスの適切利用推進・基盤整備	
⑦	労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団 ● 北海道事業本部長 平本 哲男
4 市町村が行う「我が事・丸ごと」への支援	
⑧	社会福祉法人 ゆうゆう ● 理事長 大原 裕介
⑨	公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟 ● 会長 佐川 徹
⑩	社会福祉法人 禎心会 介護老人福祉施設ら・せれな ● 施設長 村山 文彦